

認定特定非営利活動法人等合併認定申請書

登記事項証明書の所在地を記載

施行規則で定めた様式です。
川崎市以外の様式では受理できません。

令和6年9月×日		務所の所在地	〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町2341番地 電話番号 (044) 200-XXXX FAX番号 (044) 200-XXXX	
(宛先) 川崎市長		(フリガナ)	トクテイエイリカツドウホウジン カワサキカンキョホコネットワーク	
		法人名称	特定非営利活動法人 かわさき環境保護ネットワーク	
		(フリガナ)	カワサキ カスケ	
		代表者の氏名	川崎 海輔	
		認定(特例認定)年月日	平成29年6月11日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input checked="" type="checkbox"/> 条例個別指定法人
		<input checked="" type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 特例認定の有効期間	令和2年6月11日から 令和7年6月10日まで	
		事業年度	4月1日から 3月31日まで	

登記事項証明書の法人の名称及び代表者の氏名を記載

認定法人は第2項を、
特例認定法人は第1項を
それぞれ二本線で抹消

特定非営利活動促進法第63条

第1項
第2項

の合併の認定を受けたいので、申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 特定非営利活動法人 かわさき環境保護ネットワーク (代表者名) 川崎 海輔	〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区 駅前本町2341番地 電話番号 (044) 200-XXXX FAX番号 (044) 200-XXXX	1 環境保全センター運営事業 2 CO2削減促進事業 3 水質保全に関する事業 4 野鳥観察便利帳の販売事業	認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 NPO法人 多摩川河口の水棲生物研究会 (代表者名) 小田 栄	〒210-0843 神奈川県川崎市川崎区 小田栄2丁目1番24号 電話番号 (044) 200-XXXX FAX番号 (044) 200-XXXX	1 多摩川河口水棲生物の研究 2 多摩川河口水棲生物の保護	認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話番号 () - FAX番号 () -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外

1 記載要領（第39号様式）

項目	記載要領	備考
「主たる事務所の所在地」 「法人名称」 「代表者氏名」各欄	登記事項証明書に記載されている情報を各欄に記載してください。	電話番号及びFAX番号については、公開の番号を記載してください。 代表者が複数名いる場合は、全ての代表者の氏名を記載してください。
認定（特例認定）年月日	認定（特例認定）のいずれか一方の不要文字に二本線を引き、抹消したうえで、直近の認定（特例認定）を受けた年月日を記載してください。	
認定・特例認定の有効期間	認定・特例認定のうち、現在受けているものにチェックし、直近の認定又は特例認定を受けた日から継続している有効期間を記載してください。	認定の更新を受けた場合は、更新日からではなく、認定日から記載してください。
本申請において適用するパブリックサポートテスト基準	申請にあたって適用するパブリックサポートテスト基準をチェックしてください。	条例個別指定法人を選択する場合は、神奈川県又は川崎市の条例で指定されている場合に限りま。
現に行っている事業の内容	定款に記載されている特定非営利活動、その他の事業のうち、現在行っている事業について記載してください。	特定非営利活動だけでなく、その他の事業の内容についても、記載してください。
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名及び合併によって消滅する法人名	それぞれ、法人名、代表者名、所在地（地番まで記載）、電話番号、FAX番号を記載してください。 区分欄は、その法人が該当する1つを「○」で囲みます。 区分の「上記以外」は、認定も特例認定も受けていない（認証）特定非営利活動法人です。	電話番号及びFAX番号については、公開の番号を記載してください。 記載欄が不足する場合は、不足分を別紙に記載し、提出してください。

2 注意事項

- この申請書は、法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- 申請書本文の

第1項
第2項

 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- 申請書には「合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。